

● 3月定例会での審議結果一覧 ●

議案番号	件名	種別	議決結果
議案第1号	大崎町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	条例	
第2号	非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第3号	大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第4号	大崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第5号	大崎町農業機械の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について		
第6号	大崎町家畜集合指導センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について		
第7号	大崎町公畜産公共事業分担金徴収条例の制定について		
第8号	平成16年度大崎町一般会計補正予算(6号)	予算	原案可決
第9号	平成16年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(3号)		
第10号	平成16年度大崎町老人保健特別会計補正予算(第2号)		
第11号	平成16年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)		
第12号	平成16年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)		
第13号	平成17年度大崎町一般会計予算		
第14号	平成17年度大崎町国民健康保険事業特別会計予算		
第15号	平成17年度大崎町水道事業会計予算	条例	
第16号	平成17年度大崎町老人保健特別会計予算		
第17号	平成17年度大崎町公共下水道事業特別会計予算		
第18号	平成17年度大崎町介護保険事業特別会計予算		
第19号	大崎町課設置条例の一部を改正する条例の制定について		
第20号	大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第21号	大崎町観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第22号	大崎町人事行政運営等の状況の公表に関する条例の制定について	その他	
第23号	大崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について		
第24号	大崎町個人情報保護条例の制定について		
第25号	曾於地区視覚教育協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び曾於地区視覚教育協議会規約の一部変更について		
第26号	大崎町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について		
第27号～第30号	大隅広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び同協議会規約の一部変更について		
第31号	大崎町消防団員等の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第32号	大崎町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について	条例	原案可決
第33号	野方保育所改築工事(建築工事)請負契約に関する変更契約の締結について	その他	可決
第34号	鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について	その他	原案可決
陳情第1号	畜産政策・価格に関する陳情書	陳情	採択
同意第1号	教育委員会委員の任命について	同意	同意
発議第1号	大崎町議会議員の報酬の特例に関する条例の提出について	発議	原案可決
第2号	畜産政策・価格に関する意見書(案)の提出について		

一般会計歳出(目的別) (単位:千円)

項目	予算額	構成比	前年度比較
議会費	121,024	2.02%	44
総務費	638,425	10.68%	△ 57,000
民生費	992,297	16.60%	△ 195,877
衛生費	907,046	15.17%	△ 12,651
農林水産業費	1,111,155	18.59%	238,226
商工費	41,037	0.69%	△ 11,022
土木費	413,628	6.92%	△ 44,242
消防費	227,442	3.80%	8,300
教育費	516,253	8.64%	1,743
災害復旧費	3,364	0.06%	△ 2,007
公債費	996,277	16.66%	△ 125,744
予備費	10,595	0.18%	1,374
合計	5,978,543	100%	△ 198,856

活動火山周辺地域防災対策事業補助金	9,832万円
資源リサイクル畜産環境整備事業負担金	1億5,257万円
県営畑地帯総合整備事業負担金	1億9,040万円
大隅中央区域農用地総合整備事業負担金	6億1,336万円
農道整備工事	1億9,300万円
町道改良舗装工事	9億7,000万円
河川改修工事	1億6,900万円
大隅曾於地区消防組合負担金	1億5,310万円
防災行政無線操作卓設置工事	1億4,070万円
野方公民館運動場公衆便所新築工事	7億900万円

人事案件



教育委員会委員に大崎町野方六〇六三番地 柏木修逸氏(51歳)を任命することに同意しました。

個人情報保護条例を制定

個人情報保護の保護や適正な取り扱いについて、基本的事項を定めるもので実施機関が保有する個人情報について保護することを目的とするものです。(実施機関とは、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を言います。)